

総合科学技術会議 第84回評価専門調査会
議事概要

日 時：平成22年12月9日（木）13：00～14：30
場 所：中央合同庁舎4号館 共用第4特別会議室（4階）

出席者：奥村会長、本庶議員、白石議員、青木議員、今榮議員、
青木委員、阿部委員、飯島委員、伊藤委員、上杉委員、尾形委員、
来住委員、榊原委員、田淵委員、中杉委員、中村委員、陽委員、
吉川委員

欠席者：相澤議員、中鉢議員、金澤議員、齋藤委員、廣橋委員、村上委員、
渡邊委員

総務省：安井情報通信国際戦略局技術政策課技術調査専門官

文部科学省：苫米地科学技術・学術政策局評価推進室長、
渡辺研究振興局研究振興戦略官

厚生労働省：尾崎大臣官房厚生科学課企画官

農林水産省：横田農林水産技術会議事務局技術政策課長

経済産業省：秦産業技術環境局産業技術政策課技術評価室長

国土交通省：宮武総合政策局技術安全課技術開発推進官

環境省：長坂総合環境政策局総務課環境研究技術室長

防衛省：飯野経理装備局技術計画官防衛書記官

事務局：泉政策統括官、岩瀬審議官、川本参事官他

- 議 事：1. 開 会
2. 評価専門調査会（第83回）議事概要（案）について
3. 国の研究開発評価に関する大綱的指針のフォローアップ
（1）各府省における評価指針の改定及び評価の実施状況
（2）PDCAサイクル構築に向けた取組事例
（3）大綱的指針に沿った研究開発評価の実施状況のフォローアッ
プに係る今後の取組み
4. その他
5. 閉 会

（配布資料）

資料1 第83回評価専門調査会議事概要（案）

資料2 平成23年度科学技術関係予算概算要求の概要

- 資料 3 大綱的指針に沿った研究開発評価の実施状況について
- 資料 3 別添 1 各府省の研究開発評価指針における国の研究開発評価に関する大綱的指針改定を踏まえた対応状況一覧
- 資料 3 別添 2 各府省の研究開発評価の実施状況
- 資料 4 国の研究開発評価に関する大綱的指針の概要
- 資料 5 経済産業省における技術評価
- 資料 6 文部科学省の好事例～新興・再興感染症研究拠点形成プログラム～
- 資料 7 大綱的指針に沿った研究開発評価の実施状況のフォローアップに係る今後の取組みについて(案)
- 参考 1 「総合科学技術会議評価専門調査会運営規則」
(平成 13 年 4 月 13 日 総合科学技術会議 評価専門調査会)
- 参考 2 総合科学技術会議 評価専門調査会 名簿
- 参考 3 総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について
(平成 17 年 10 月 18 日 総合科学技術会議決定)

(机上参考資料)

- 参考資料 1 文部科学省における研究及び開発に関する評価指針
(平成 21 年 2 月 27 日 文部科学大臣決定)
- 参考資料 2 経済産業省技術評価指針 (平成 21 年 3 月 31 日)
- 参考資料 3 厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針
(平成 22 年 1 月 11 日 厚生労働省大臣官房厚生科学課決定)
- 参考資料 4 農林水産省における研究開発評価に関する指針
(平成 18 年 3 月 31 日 農林水産技術会議決定)
- 参考資料 5 総務省情報通信研究評価実施指針 (平成 21 年 10 月)
- 参考資料 6 国土交通省研究開発評価指針 (平成 22 年 3 月)
- 参考資料 7 環境省研究開発評価指針
(平成 21 年 8 月 28 日 総合環境政策局長決定)
- 参考資料 8 - 1 防衛省研究開発評価指針 (平成 21 年 8 月)
- 参考資料 8 - 2 防衛省研究開発評価実施要領 (平成 20 年 5 月)

(机上資料)

科学技術基本計画 (平成 18 年 3 月 29 日)

分野別推進戦略

(平成18年3月28日)

国の研究開発評価に関する大綱的指針

(平成20年10月31日)

議事概要：

【奥村会長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第84回の評価専門調査会を開催させていただきます。

この師走の大変お忙しい中ご参加いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、大きな議題といたしまして、国の研究開発評価にかかわる大綱的指針のフォローアップに係る課題でございます。一つは、各府省において、この指針に沿ってどういった評価を実施しているかという、その状況のご報告をいただくと。それから、2番目には具体的な例として、このたび経済産業省、及び文部科学省より実際の取組事例をご紹介いただくということ。最後に、大綱的指針に沿った研究開発評価の実施状況のフォローアップにかかわる今後の取組について、私どもの事務局からご提案させていただき、先生方にご議論いただくというふうにしてございます。

なお、本日は各府省のそれぞれご担当の方にご出席いただいておりますので、後ほど議論等ありましたときに、特定府省にかかわることがございましたら、担当府省の方から直接ご返答、ご意見を伺うこととさせていただきます。

それでは、最初に配布資料の確認を事務局よりいたします。

<事務局より配付資料・机上資料の確認が行われた>

【奥村会長】 それでは、続きまして、前回の評価専門調査会の議事概要の確認をさせていただきますと思います。

お手元の資料1がその資料でございますけれども、本案につきましては、既に事前に各委員の先生方にお目通しをいただいていると伺っておりますが、本日、何か特段のご発言があればお受けしたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは特にないようでございますので、ご承認いただいたということにさせていただきますと思います。ありがとうございました。

引き続きまして、本題に入る前に、資料2を用いまして来年度の科学技術関係予算の概算要求の概要についてご紹介させていただきます。現在、予算編成中ではございますけれども、概算要求がどのような姿になっているのかということにつきまして、事務局よりご説明申し上げます。

<事務局より、資料2に基づいて説明が行われた>

【奥村会長】ありがとうございました。それでは、本日の議題に移りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、本日の議題であります、国の研究開発評価にかかわる大綱的指針のフォローアップでございます。お手元に大綱的指針のピンクの冊子がありますが、この2ページ目を開いていただきますと、本指針のフォローアップ等という記載がございます。本件につきましては、この記載に沿って行うものでございます。

各府省の研究開発評価指針の大綱的指針への対応状況、並びに研究開発評価の実施状況について、事務局において取りまとめましたので、そのご報告を初めにさせていただきます。それでは事務局、ご説明をお願いいたします。

【川本参事官】それでは資料3と資料4に沿って、今、会長からお話があった調査結果についてご報告させていただきたいと思えます。

まず初めに、先生方ご案内かと思えますが、一応念のために国の研究投資にかかわる研究開発の評価の枠組みについて、資料4に沿ってポイントだけご説明をさせていただきたいと思えます。

資料4の1枚目をお開きいただきたいと思います。その左側に評価の仕組みということで流れを載せておりますが、今ご紹介のあった大綱的指針、これに沿って各府省において、それぞれ指針を作っていただきまして、また独立行政法人等においては、機関ごとに評価のルールというものを決めていただくと、そういったものによって評価が実施されていると、まさしく大綱的指針がガイドラインとして活かされているというところでございます。

その右側に大綱的指針の改訂の経緯ということで、参考として載せておりますが、平成9年に大綱的指針ができて、このときは、括弧に書いておりますが、機関と課題が対象になっておりましたが、平成13年の改訂で、これに加えて施策、それと研究者の業績、これに関する評価も対象として加えたと。17年の改正におきまして、研究者をエンカレッジする観点から励まし成果を問う評価とか、あるいは世界水準の信頼できる評価という観点から、評価体制の充実といったことを織り込んでおります。

平成20年の改訂につきましては、次のページをご覧くださいと思えますが、そこに概要を載せております。特にその中で強化すべき点として強調されているのが、その次のページでございます。3ページをご覧くださいと思えます。

そこに改訂のポイントということで3点ほど掲載しておりますが、これはそ

れまではそういった視点がなかったかということ、そうではなくて、そういった視点はあったんですが、特にこういったところを今後強化していくべきであるということで強調されている点でございます。一つは評価結果を次の研究開発につなげていくということで、これまで事後の評価がメインだったんですが、それを終了前の適切な時期に評価をしていくと、そういったところが強調されております。

2点目としましては、評価疲れといったこともありますので、それに対応した効率的な評価を進めていくということで、自己点検の評価結果を活用するといったところが強調されております。

3点目につきましては、国際的水準の向上という観点から、国際的なベンチマーク、あるいは海外の専門家を評価者として活用していくといったところが強調されております。

その次のページに、研究開発課題につきまして、研究開発のフェーズに対応した評価の流れと、PDCAサイクルの構築の観点から、評価結果の活用といったところを図示させていただいております。研究開発のフェーズとしては研究企画、実施、成果の創出、成果の波及というフェーズがあるわけですが、それに対応して事前、中間、終了時、追跡と、そういった段階で評価を実施して、それを研究計画等に反映させていくといったところでございます。注で書いておりますが、研究開発施策、そういった単品の課題だけではなくて、複数の課題が集合した制度、プログラム評価についても基本的には同様の枠組みとなっているというところでございます。

ちょっと前置きが長くなりましたが、調査結果につきましては資料3をご覧くださいと思います。その前に資料の構成について若干説明させていただきますと、この別添2についています数枚のA3の紙がございます。これがもとの調査データということで個表になっております。それを集計しましたものが、別紙1ということで、各省の数字が並んでいるものであります。それについてコメントしたものが、資料3の別添2です。あわせて、参考ということで、質問・回答形式で資料をお配りしておりますが、これについては、実施されていない事項等について、その理由を各省から出していただいた、そういった資料でございます。

今回の調査につきましては、大きく2つの項目で調査を行っております。1つは大綱的指針に沿った各省での指針の改訂状況がどうなっているか。2つ目としましては、研究開発課題、それと複数の研究課題から構成される研究制度・プログラムについての実際の評価がどういう実施状況になっているのかということについて、各省の協力を得て取りまとめを行ったというところであり

それで調査、取りまとめの方法、内容でございますが、今申し上げましたように、評価の実施状況につきましては、プロジェクト等のように1つの大きな課題というもので実施されているものと、競争的資金制度のように複数の研究課題から成る研究制度、プログラム、こういったものとに分けて調査を実施しております。後者については大綱的指針で示す研究開発施策の評価に位置づけられるものでございます。

取りまとめに当たりましては、本日同席していただいております文部科学省を初めとした主要研究開発関連8省に対する調査結果をまとめたA3横紙の個表をもとに、4点の観点から取りまとめを行っております。1つ目は、研究開発の開始前、中間時、終了時の各段階における評価の実施状況、2つ目としまして評価結果の活用あるいは公表の状況、3点目としまして追跡評価の実施状況、4点目としまして先ほどご説明しました大綱的指針の改訂点への対応状況ということであります。なお、大綱的指針の改訂点への対応につきましては、主要な改訂事項である、優れた研究開発成果を次につなげるための終了前評価がどう実施されているのか、また、過剰な評価作業負担を回避するための自己点検結果がどう活用されているのか。3点目としましては、研究開発の国際水準の向上を目指すための海外の専門家の評価者としての活用、あるいは国際的ベンチマークに基づく評価がどう実施されているのか。4点目としまして、評価の客観性を担保するための外部評価の徹底状況ということですが、平成17年までの大綱的指針においては、この外部評価については、積極的に活用するというようになっていたんですが、先ほどの平成20年の大綱的指針の改訂によって、研究開発の評価は外部評価により行うということで改正をされております。そういった観点でこういった項目についても把握を行っております。

また、今回取りまとめの対象としましたのは一定規模以上の予算額ということで、具体的には、直近の予算額が10億円以上、または平均の単年度予算額が5億円以上のものの中で、また最近の状況を把握するという意味で、基本的に2001年度、平成13年度以降に研究開発が開始されたもの、あるいは評価を実施、または予定のものを対象としています。ここの表現はちょっとわかりづらいんですが、例えば、事前評価、中間評価については2001年度以降に研究開発が開始されたもの、事後評価については評価を実施または予定のものという意味で、こういうふうな書き分けをしております。ただし、先ほどの大綱的指針の改訂点への対応につきましては、大綱的指針が改訂されました平成20年10月以降に評価を実施または予定のものを対象としております。

続きまして、取りまとめ結果の概要ということでございますが、1つ目の事項であります各省における評価指針の改訂状況ということでございます。別添1というA3横紙をご覧くださいと思います。

改訂の時期にばらつきはあるんですが、各省においてそれぞれ見直しが行われており、それに基づき評価が実施されています。ただ、農林水産省においては、現在見直しの作業が進められている、そういった状況であります。

続きまして、実際の研究開発課題、あるいは研究制度、プログラムの評価の実施状況ということでご覧いただきたいと思います。別紙1と書いてある資料をご覧いただきたいと思います。

まず、研究開発の開始前、中間時、終了時の各段階における評価の実施状況ということで、14ページから16ページにかけては、各省別の実施状況を掲載させていただいております。表の見方としましては、表1に調査対象件数として、それぞれ何件が調査対象件数になっているかということで載せております。以下、それぞれの項目について、どれだけ実施されているかということでご覧いただきたいと思います。

開始前評価については一部実施されていないというものもございますが、これについては複数の事業、制度を統合・再編した場合に、旧事業、制度については評価をされていたわけですが、単純に統合されたということで実施されていないという状況にあるということでお聞きしております。

中間評価につきましては、表3であります。実施されていなかったものの中で実施期間が5年を超えるもの、それがその他ということになりますが、こういったものがちょっと課題としてあるのかなというところがあります。

その次のページ、表4に終了時評価ということで載せさせていただいております。それで、一番右側に実施しなかったもの、または実施予定がないものということで、文部科学省の18件というのがちょっと目立つわけですが、これについては注に書いておりますが、最終的には終了時の評価を行うとされているわけですが、現時点では、その時期が未定ということで、この欄に記載しているというところがございます。

同様に、施策についてもご覧いただきたいと思います。この項目の結論としては、一部の省におきまして、開始前の評価が実施されていない、実施期間が5年を超えても中間評価が実施されていない、終了時の評価時期が未定といった案件が見受けられるものの、全体としては、開始前、中間時、終了時の各段階で評価が着実に実施されているのではないかと考えております。

続きまして、評価結果の活用及び公表状況ということで、先ほどの各省の数字が入った資料の18ページから19ページにその数字を載せております。

表2をご覧いただきたいと思います。この表の見方としましては、分数になっておりますが、右側が母数、左側が実施件数ということでご覧いただきたいと思います。各省ともに開始前の評価につきましては、研究計画案の改善見直し、中間評価については研究開発の継続・中止判断あるいは計画の見直し、終

了時評価については、次の研究開発の企画立案、関連施策への活用、研究開発システムの改善といったことで活用しているというような報告がなされております。

19ページに評価結果の公表ということで、表4及び表5に載せております。公表については、一部非公表、あるいは照会に対して提示ということになっておりますが、この非公表というのは知的財産権の関係で非公表扱いにしたと。また照会に対して提示というのは、防衛省であります。これについては国家安全保障上の理由で照会に対し提示すると、そういう扱いになっているというところでございます。

それとどういう内容を公表しているかということで、表4と表5のそれぞれの右側の公表内容という欄をご覧いただきたいと思っております。評価結果と研究成果、あるいは評価結果と制度実績ということで、各省とも評価結果以外の関連情報についても提供されているというところが大半であります。一部、評価結果のみ、開始前あるいは中間時の評価についてそういった形になっているというものが見受けられるというような状況でございます。

3点目としまして追跡評価の実施状況ということで、別添の資料の20ページから22ページに掲載しております。経済産業省、あるいは農林水産省など、一部の省において、研究開発課題に関して、国費投入額が多い課題等を選定して追跡評価を実施する取組が積極的に行われております。また、その他の省においても追跡評価の実施に向けた準備が進められておりました。平成22年度以降については、大部分の研究開発関連省で追跡評価が実施されると、そういった状況になっております。

続きまして、大綱的指針の改訂点への対応状況ということで、23ページから25ページにかけて数字を載せております。ここでは、表1にありますように、終了前評価の実施状況、自己点検の活用状況、海外専門家の活用状況、国際的ベンチマークの導入状況、外部評価の徹底状況ということで、5項目にかけて調査結果を取りまとめております。

終了前評価につきましては、これはかなり各省ばらつきもありますが、全体としてはそれほど高い取組状況にはなっていないと。ただ、その理由としまして、後継事業の必要がなかったために実施しなかったといった理由も挙げられておりました。一概にこの数字だけをもって判断するというのは難しい面があるかと思っておりますが、ただ、全体としては総じて高い取組にはないということはあるかと思っております。

続きまして、自己点検結果の活用ということで表3に載せておりますが、各省ともかなり高い取組状況になっているというところでございます。

表4に海外の専門家の活用ということで、載せております。これにつきまし

ては、先ほどの自己点検の活用に比べれば、かなり各省においてばらつきがございますし、全体としてそれほど高い取組状況にはなっていないと。また、国際的ベンチマークに基づく評価につきましては、これは海外の専門家の評価者としての活用に比べれば、各省とも高い取組状況になっているというところがございます。なお、海外の専門家の活用につきましては、各省から出されております課題としては外国人に依頼する場合には、言葉や資料作成の面で問題があるということで、海外で活躍している、あるいは経験のある研究者、有識者を活用しているといった場合が多いという状況になっております。

最後に、外部評価の実施状況ということで表6でございますが、一部を除いてその徹底が図られております。一部につきましては、案件の性格上、外部専門家が存在しないもの、あるいは外部評価になじまないといったことがその理由として挙げられております。なお、表の注に書いておりますが、経済産業省においては、今年度以降すべて外部評価に移行されているということであり、また防衛省も分野によって難しいもの以外については可能な限り外部評価を導入していくとされているということで、外部評価の徹底が進められていると、そういった状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

【奥村会長】ここで若干ご質問等あれば、まずそれを先にしたいんですが、いかがでございましょうか。

【伊藤委員】ちょっとお尋ねしたいんですけれども、海外の専門家を評価者として活用というところで、文部科学省が全体の件数はかなり多い割に、海外の専門家を活用している件数が非常に少ないんですけれども、先ほどご説明あった言語の問題等以外、何かの理由等があるのでしょうか。

【文部科学省（苦米地）】海外の専門家の活用ということでございますけれども、外国人を活用するという面では、先ほどお話があったような言語や資料作成、あるいは事前評価の際については研究アイデアの流出などが課題としてあるということはございまして、そこは現在検討しているところでございますけれども、ただ、外国人ではありませんが、当然、海外経験の豊富な方に評価者としてメンバーにご参画いただいているという状況でございます。

【奥村会長】ほかにございますでしょうか。

数字だけが並んでおりまして、ややわかりにくいと思いますので、この後、引き続き、文部科学省と経済産業省に、例としてもう少し具体的な評価の中心をご紹介いただきますので、それをお聞きになってから、この表を議論していただくということではいかがでしょうか。

それでは、そういうことで、これから、ただいま申し上げました2省の研究開発の評価の状況について、ご紹介をいただくものでございます。それでは、

最初は経済産業省。

【経済産業省（秦）】 それでは、資料5に沿ってご説明申し上げます。本日は経済産業省の技術評価に関してご説明申し上げます。

まず初めに、経済産業省の技術評価の概要を簡単にご紹介し、その後、2番目の議題として新しい取組をご紹介します。それでは、2ページ目をごらんください。

まず技術評価の根拠でございます。経済産業省の技術評価は経済産業省技術評価指針に基づき、平成9年度から実施しております。この指針は国の研究開発評価に関する大綱的指針及び、平成14年4月に施行されました政策評価法に基づく経済産業省評価基本計画と整合的に行っているものでございます。

3ページ目をご覧ください。経済産業省の実施する技術評価の全体像についてご説明申し上げます。

まず技術評価の対象は、経済産業省の行う技術に関する事業と、技術に関する施策の2つでございます。この技術に関する事業は、競争的資金を含む研究開発制度と個別の研究開発課題の2つに分けられております。技術に関する施策は、同一または類似の目的とする複数の研究開発制度、プロジェクトのまとまりでございます。平成20年度から技術に関する施策の評価を導入しております。詳しくは後ほどご説明申し上げます。

技術評価の実施時期につきましては、事前、中間、終了時の3時点でございます。終了時につきましては、後継の事業がある場合は終了前評価を実施し、後継プロジェクトがない場合は事後評価を実施しております。また、これら3つの時点に加え、先ほどお話がありましたように国費の投入額が多い事業、重点的に推進する分野の事業・施策につきまして、必要に応じて追跡評価を実施しております。それによって、その事業・施策が産業や社会に与えた影響を評価しております。延べで申しますと、これまで追跡評価は15件実施しております。具体例で申しますと、昨年度は石炭高度転換コークス製造技術開発、研究開発総額は約115億円。それからもう1件、超電導材料・超電導素子研究開発ということで、研究開発総額は約1,000億円の2件について追跡評価を実施しております。なお、産業技術総合研究所やNEDOのような経済産業省が所管する独立行政法人が運営費交付金にて実施する事業、または管理する事業につきましては、経済産業省の技術評価の対象ではなく、各独立行政法人が自ら実施しております。

次、4ページ目をご覧ください。技術評価の実績を示しております。各年度につきまして、ピンクは事前評価、青・水色は中間評価、赤・オレンジは終了時評価、緑は追跡評価、紫は最近始めました施策評価で、時系列順に件数を示しております。中間、終了時評価につきましては、プロジェクトと制度に分け

てございます。ざっとご覧いただきますと、年度によってばらつきはございますが、毎年度、事前評価、中間評価、終了時評価、それぞれ10件から20件の間で実施しております。そして平成22年度につきましては、既に35件の事前評価を実施済みであります。その他の中間、事後評価、追跡評価、施策評価につきましては、今年度やる予定でございます。

平成22年度の事前評価につきましては後ほど詳しくご説明申し上げますが、産業構造審議会の評価小委員会において審議したものでございます。平成13年から平成21年度までの事前評価につきましては、産業構造審議会の評価小委員会においては実施しておりませんでした。各年度、政策評価法に基づいて8月末に次年度の概算要求に係る事前評価を取りまとめております。その中で、研究開発課題について事前評価をしているということでございます。

それから、複数の事業をまとめて行います施策評価につきましては、この紫の棒でございます。平成20年度に2件から始めておりまして、平成22年度は8件を予定しております。

それでは5ページ目をご覧ください。次に、最近の新たな取組についてご紹介申し上げます。そこにありますように技術に関する施策評価の導入、それから産業構造審議会評価小委員会での事前評価の試験的導入の2点についてでございます。

6ページをご覧ください。まず、技術に関する施策の導入についてご説明申し上げます。今年の1月に、当時の長濱室長から一度ご説明を申し上げますが、改めてご説明申し上げたいと思います。

これは3ページ目でご説明しました技術に関する施策を単位として評価するものでありまして、分野全体の方向性を勘案しつつ、同一または類似の目的を有する複数の事業のまとまりを俯瞰して、各事業の関係を明確にして個別の事業及び施策全体を評価するというものでございます。これにより、3年ごとの施策単位で評価をすることになり、これにあわせて各事業の中間、終了時評価を実施することになります。平成20年度から導入しておりまして、平成20年度に2件、平成21年度に4件、今年は先ほど申しましたように8件を予定しております。

最後のページをご覧ください。参考4として情報IT関連分野の各事業という資料をつけております。これは施策評価の具体例でございますが、今年度に評価を実施する予定としております。大変細かい字になって恐縮ですが、青字の部分ですが、下に3つの事業がございます。この青字の部分は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と申しますが、その交付金で行っている事業でありまして、この事業はIPAが独自に評価を実施します。点線から上の5つの事業につきましては、経済産業省が直接に行っていますので、産業構造審議

会評価小委員会で、終了前、事後、中間評価を実施することになりますが、これにあわせて、この評価小委員会ではこれら8つの事業全体を俯瞰して、技術に関する施策として、情報IT関連分野の施策として評価をすることになっております。これらの施策評価につきましては3年ごとに評価をすることになっておりますので、事業推進を担当している課室におきましては、負担の軽減、評価の質の向上、さらに効率化という実務的なメリットがあると考えております。

それでは7ページに戻っていただきまして、産業構造審議会の評価小委員会での事前評価の試験的導入について、ご説明申し上げます。平成20年10月の大綱的指針の改訂におきまして、新規の研究開発課題について、外部有識者による事前評価を導入することとなりましたが、先ほど4ページのグラフでご説明しましたように、経済産業省では政策評価法の施行1年前の平成13年度から外部評価による事前評価を実施してまいりました。具体的には、事業ごとに外部有識者の方々に構成される研究会の開催や、外部有識者の方へのインタビューなどによって外部評価を受けております。

それに加えまして、本年6月でございますが、新成長戦略でグリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションの推進が提示されておりました。この7月にはこの総合科学技術会議におきましてアクション・プランが策定されまして、具体的な課題について明確なご方針をいただいたところでございます。

こういう状況を踏まえまして、平成23年度の概算要求における新規の研究開発事業につきまして、さきにご説明しました事業ごとの事前評価に加えまして、これを補完する目的で産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会においても試験的に事前評価を導入することといたしました。評価小委員会の役割として、まず新産業の創出に向けて技術の複合化、システム化などの動きを踏まえて産業横断的な観点から事業の必要性、それから成果の活用の見通しを評価していただきます。具体的には、おのこの事業につきまして、情報IT、エネルギー、バイオ、材料といった分野別の視点、さらには研究開発マネジメント、知的財産戦略といった横断的な観点から評価をしていただくものでございます。さらに、こうした新規事業を横断的に評価をすることにより、ベストプラクティスというのを他の事業にも紹介して活用するということが評価小委員会に期待する役割でございます。

具体的なスキームにつきましては、8ページでご説明申し上げます。これは先ほどご説明しました評価の基本的なスキームを時系列で整理したものでございます。まず新規の事業の開始前に事前評価、それから開始後3年ごとに中間評価、終了時に終了時評価、さらに必要に応じて追跡評価を実施することになっております。中間・終了時評価ではまず外部評価として評価検討会が報告書

案を作成し、これを産業構造審議会の評価小委員会に上げ、ここで審議、必要に応じて修正して了承していただくというスキームでございます。

そして今年度につきましては、事前評価につきましても、中間・終了時評価と同様に外部有識者による評価検討会において、報告書をまず作成し、これを産業構造審議会評価小委員会にかけるという仕組みを導入いたしました。今年度から試験的に導入しているものでありますので、パネル形式の評価検討会を開催したケースは4ケースで、数としてはまだ少ないのですが、その他のケースでも外部有識者の方を個別に訪問して評価をいただいて、それをもとに報告書を取りまとめているというところでございます。

平成23年度要求における事前評価の対象となりました35件の案件につきましては、10ページ、11ページをごらんください。この35件のプロジェクトにつきましては、産業構造審議会で事前評価を実施し、最終的に予算要求することになりました28件につきましてはホームページでその報告書を公開しております。なお、この35件のうち1番、2番、3番、それから次のページの34番、35番の5件がアクション・プランに位置づけていただいております。

経済産業省といたしましては、今回試験的に導入しました、この産業構造審議会評価小委員会での事前評価のさらなる改善を含めまして、引き続き研究開発制度の改善に、評価制度の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上で経済産業省の技術評価についてのご説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【奥村会長】 どうもありがとうございました。

この後、引き続いて、文部科学省からご説明いただいて、その後、質疑をまとめてさせていただきたいと思っております。

それでは文部科学省。約10分ほどでご説明をお願いしたいと思います。よろしく。

【文部科学省（渡辺）】 それではお手元の資料6をご覧ください。タイトルに文部科学省の好事例と書いておりますが、本当に好事例であるか否かも含めて、ぜひご議論いただければと思います。

このプログラムについての背景を1枚目にご紹介しております。感染症の対応について、たまたま私は8年、9年前にもライフサイエンスを担当したことがありました。ちょうど2003年、平成15年にSARSが発生し、振興調整費の緊急研究で、厚生労働省と連携しながらプログラムを立ち上げたのですが、当時、もう感染症というのは国内でほとんど発生しないので、感染症研究は過去のものだという認識が文部科学省の中にもありました。したがって、SARSについて緊急研究を立ち上げるに際しても、そもそも感染症研究者がど

ここにいるかわからないという状況でした。さらには、鳥インフルエンザ等の発生が相次いで起こり、平成16年には新しいプログラムを立ち上げる機運が高まってまいりました。

当時、感染症研究へ新規参入する研究者が減少して、人材の層が薄くなっているとともに、人材や研究設備、研究資源等が散在していて、十分な連携がとられていないというような状況があり、緊急の課題に対応することが困難なのではないかという背景もありました。さらには研究面でも、必要な病原体の情報について、入手経路や使用目的等、さまざまな制約があり、迅速な研究実施に支障が生じる、といった問題が生じていたというのが、プログラム開始前の状況です。

2 ページ目をご覧ください。まず全体の概略として、平成17年度から平成21年度の5年間で122億円が投入されております。平成16年8月に事前評価を行い、17年度から事業を開始して、平成19年度には中間評価、そして事業の5年目に当たる平成21年度に事後評価を行うとともに、プログラムを継続するか否かの検討を行った後、継続プログラムの事前評価を行って、平成22年度から第2期として「感染症研究国際ネットワーク推進プログラム」を開始しております。

3 ページ目は、プログラム第1期の体制として、どういう国にどういう大学、研究機関が拠点を設けたかという一覧を示しています。大学では、北は北海道から南は長崎までの大学が、アジア・アフリカの8カ国に12カ所の研究拠点を設けています。国としては、例えば、ベトナムでは長崎大学と国立国際医療研究センター、ザンビアでは北海道大学、そのほか、タイでは大阪大学と農林水産省の動物衛生研究所が2カ所拠点を設け、東京大学が中国に拠点を設けた他、インド、ガーナ、フィリピン、及びインドネシアに拠点を設けて研究を進めてまいりました。

4 ページ目は、プログラムを開始するために行った事前評価についてでございます。評価の方法については、文部科学省の科学技術・学術審議会のもとに、研究計画・評価分科会というものが、さらに研究計画・評価分科会のもとに、個別の分野ごとの委員会が設置されています。このプログラムの評価を行ったのはライフサイエンス委員会でありますけれども、そのほか、材料等のさまざまな研究分野ごとに個別の委員会が設けられています。具体的な評価の項目としては、課題設定の妥当性、及び手段の適正性についての評価が行われました。

5 ページ目には具体的な事前評価の結果を記載しております。評価の結果として、早急に着手すべき事業であること、短期的な視点ではなく長期にわたり継続して実施すべきものであるということ、他の研究機関と共同利用が可能な

設備の整備や、病原体の適切な保存・管理、海外ラボの運営管理を一体となつて実施可能な機関を公募によって選定すべきこと、厚生労働省、農林水産省等、関係府省との密接な連携体制を構築すべきこと、さらには国際機関や海外の研究機関等の適切な情報交換が行えるように配慮すること、といったご指摘をいただきました。これを踏まえ、平成17年度より5カ年計画で開始をし、拠点の選考に際しては、提案内容と能力・実績あるいは実施体制の確保、海外拠点の形成のポテンシャル、人材育成の考え方、このネットワークあるいは他のネットワークとの関係、といった視点から審査を実施し、2カ年にわたり公募を行い、8カ国12カ所の研究拠点を設置しております。

なお、選定に際しましては、JICAがさまざまな国際協力で海外に支援施設を建設しておりますので、そういった施設も十分に有効活用できるような研究提案課題を採択することを優先しております。

さらに、関係省庁との連絡会議を実施することを通じて情報の共有を図るとともに、WHOやフランスのパスツール研究所等の、海外の研究機関の専門家を招いた講演や情報交換等を行っています。

6ページ目は中間評価です。事業開始して3年目に当たる平成19年7月に、中間評価を実施しています。その前に3ページ目の全体の図をご覧くださいますと、文部科学省の下に感染症研究推進委員会というものがございます。この委員会は、実際の感染症研究を行うプレーヤーではなく、外部有識者から構成される委員会です。プログラム全体を比較的良好と眺めておられる外部有識者が専門的な観点から検討を行い、さらにこの結果を踏まえ、ライフサイエンス委員会において中間評価を実施しています。評価項目については下に書いておりますような点です。

7ページ目は具体的な評価の結果です。国内・海外の拠点の設置はおおむね順調に進捗していること、拠点を活用した感染症研究についても、相手国との研究推進も踏まえながら貢献ができていること、今後は拠点間の連携や人材育成をさらに推進すべきこと、研究課題の実施状況をさらにきちんと確認すべきこと、共同研究をもっと計画的に推進すべきであること、といった点についてご指摘をいただいております、それらを具体的に事業に反映しております。

8ページ目にまいりますが、事業開始当初から短期的な視点ではなく長期的に継続をすることを念頭に置きながら事業を継続すべきという事前評価をいただいているので、プログラムの最終年度である平成21年度において、事後評価を実施しています。これは、継続的に第2期のプログラムにつなげていくために、概算要求の前に必要な点を修正するため4年間の評価を行ったものです。この評価については、これまでこのプログラムに直接参加されていない外部有識者からなる委員会を設置して評価を行っています。評価項目については、1

から5に書いているもので、具体的な評価内容・結果が9ページ目にあります。

まず事業の達成状況について、そもそもこのプログラムは海外の拠点を設置し、我が国の研究者が恒常的に現地で研究できる体制を整備するという目標としておりますが、この点について、きちんと拠点を形成して体制ができていること、国内外における感染症研究の推進、研究人材の確保・養成といった所期の目的について、おおむね計画に沿って達成されていること、さらに、費用対効果についても十分な効果がある、という評価結果をいただいております。また、成果として、8カ国12カ所の海外拠点が形成され、資料に示しておりますような成果も出てきましたし、人材育成についても一定の成果を得られている、推進体制についても、生物資源に対するアクセスの困難性等の解消等、一定の評価が得られています。

10ページ目にまいります。今後の展望として、さらに長期にわたって継続されるべきであるということ、国内外の関係機関との共同研究体制の構築、拠点同士の連携体制についてより強化すべきということ、支援センターの機能拡充ということについてのご指摘をいただきました。この評価結果を踏まえ、さらに別の有識者からなる新興・再興感染症の今後のあり方に関する検討会——これは推進委員会を母体とし、さらに外部の有識者を加えて、今後のプログラムのあり方について検討を行いました。その結果として、平成22年度から第2期として新しいプログラムの予算要求を行い、今年度から予算が措置をされております。

11ページ目には、事後評価を踏まえたあり方検討会の検討に基づく、第2期のプログラムの体制のイメージを示しております。若干の体制の変更を行い、全体として個別の拠点同士の連携を強化しながら研究を推進する体制として、今年度より第2期の事業を開始しています。12ページ目、13ページ目には、具体的な成果の一例を紹介しております。

最後に1点、このように専門家から成る評価を行ってきた一方で、昨年、このプログラムは、事業仕分けの対象となりました。その結果、評価結果は「廃止または予算要求の縮減（2割～半額）」とされました。主な理由・コメントとして、厚生労働省との連携、大学の能力を生かした縮減、といった指摘をいただきました。特に仕分けの場で強く言われたのは、そもそもこれは厚生労働省がやる仕事ではないかという指摘でした。こうしたことを通じて私も強く感じたのは、こちら側も短い時間の中での的確なプレゼンテーションをできなかったのではないかという反省、結果としては、政務三役のご判断のもとで、拠点活動を維持し、拠点をサポートする機能を縮減することで、第2期プログラムをスタートできたわけですが、実際に専門的な評価と、さらに社会に対しての

アウトリーチ、あるいはアカウンタビリティーについて、よりの確に、なおかつ積極的に展開していく必要性というものを強く感じているところです。

【奥村会長】 どうもありがとうございました。

以上2件、ご紹介いただきましたけれども、経済産業省からは評価全体の仕組みの中に新たに施策の評価を取り入れたとか、あるいは評価小委員会における事前評価を試しに取り入れているという、新しい試みのご紹介がありましたし、また文部科学省からは具体的なプログラムの経緯についてのご紹介がございました。

それでは、これから若干時間を用意いたしまして、質疑応答をしたいと思います。せっかく今日は、文科、経産、両省以外の評価担当の方々もご出席いただいていますので、今の両省のご説明等に関して、ご質問、ご意見等があれば、皆さん方もぜひ議論に参加していただきたいと思います。それでは、恐れ入りますが、ご意見等、ございます方は挙手をお願いいたします。

【青木委員】 丁寧にご説明していただいて、大変ありがとうございます。

質問は、経済産業省の方では、全体の評価にかかわる仕組みに則ってお話をしてくださったんですけども、文部科学省の方では、文部科学省としての評価の体制というのが、ここに表されていると理解してもよろしいのでしょうか。

と言いますのは、文部科学省の方は、事前評価ですとか事後評価ですとか、研究プロジェクトですとか、そういうものがあると、それごとに委員会が設けられて評価に当たるという個別対応型であると。それに対して経済産業省の方は、個別対応型じゃなくて、産業技術分科会の評価小委員会というところが統括してやっているんだという説明だと私は理解したんですけども、そういうことでよろしいですか。

【文部科学省（苦米地）】 文部科学省における評価の体制というお話でございますけれども、今説明させていただきました科学技術・学術審議会のもとで評価を行うような分科会が設けられております。そしてそのもとに今、先生がおっしゃられたように、各プロジェクトに応じた形で、その研究計画・評価分科会の中に、それぞれの委員会を専門別に設けさせていただいて、例えば今の事例でありますと、ライフサイエンスの委員会がございまして、その委員会で評価を行っているという形でございます。

【奥村会長】 一言つけ加えますと、今日2省の方からご紹介いただいたのは、言ってみますと、それぞれの府省で評価に関するグッドプラクティスといたしまししょうか、いい仕事をされていらっしゃるというものをご紹介いただいて、できるだけそれをさらに改善して、ほかの府省にも学んでいただきたいと、そういう趣旨でお願いしておりますので、文部科学省の方からは個別具体的な好事例というのをご紹介いただいた、そういう経緯がございまして。

ほかにご質問、ご意見等ございますか。

【上杉委員】どちらの省にも共通することかと思えますけれども、特に文部科学省の方の説明に関連してお聞きしたいんですけれども、4ページ目の事前評価のところ、当然、評価項目として課題設定の妥当性、手段の適正性というのが書いてございます。先ほど最後の仕分けのところ、これはおそらく予算の方からいろいろぎりぎり言われるんだと思うんですけれども、そこで2億円削減したというようなお話がございました。この事前評価のところ、経費は当然評価対象になると思うんですけれども、ここに書いていないんですが、そこら辺はいかがでしょうか。経費が妥当であるかとか、そういう評価が事前にはなされないのかということです。

【文部科学省（渡辺）】毎年、このプログラムに限らず、新しいプロジェクトなどを立ち上げる場合には必ず事前評価をライフサイエンス委員会で行っております。ただ、その際には概算要求額がまだ調整中の段階で、詳細な予算の額というようなものまでは、委員会の中では議論ができるわけではありません。

ただし、大体の規模感、具体的にどの程度のコストをかけて達成していくのかということについての定性的な議論はしましたが、現在、定量的な議論まで詳細には行っておりません。

【奥村会長】あとほかにも、ご意見等ございますか。

【田渕委員】経済産業省にお伺いします。技術評価で、施策というレベルでトータルでご覧になっているという取組は、非常にいい取組だろうと思います。

1点確認をさせていただきたいんですが、先ほど3ページ目をご説明いただいているときに例えば独法の運営費交付金等々に係るものに関しては、各機関が実施をしているというお話だったかと思いますが、15ページを拝見すると、IPA交付金等々に関しても、施策の一つとして位置づけて評価をされています。それぞれの独法が実施した評価結果をこちらの委員会がすべてあわせて評価をされているという認識でよろしいのでしょうか。

【経済産業省（秦）】私の方から申し上げましたとおり、各独法が交付金事業として行います事業については各独法が評価を行います。

しかしながら、この事業は、元々は経済産業省が交付金を出しておりますので、そういう観点から独法が個別に事業評価をするものであっても、施策の評価の中にはそれを取り込んで全体として評価をしているということでございます。

【田渕委員】ありがとうございます。やはり独法に任せて個別に事業評価するだけではなくて、施策として全体として評価をする取組が必要だと思います。そのような取組を、全省に展開していただくといいと思います。

以上です。

【本庶議員】この文部科学省の10ページのところに評価結果として、国内外の関係機関との共同研究の構築を図り、国際的にも存在感を示すべきと、非常に適切な評価が書いてあります。実は先週、NIHに参りましたところ、今春、G8において、サブサハラのアフリカ諸国に対するヘルスリサーチ研究を強化するという合意ができたので、それについての共同研究のマッピングをしているが、日本からは何も来ていないと聞きまして、早速ワシントンのサイエンスアタッシュェに確認してもらったところ、厚生労働省の方が飛んでこられました。ここに書いてあるような評価が具体的に実施されていないと私は感じますので、そういう各省連携、国際的な存在感を示すということをやっていただきたいなと思います。

【奥村会長】何かございますか。

【文部科学省（渡辺）】このG8のグローバルヘルスの取組については、特に外務省及び厚生労働省が中心になって、事前の会議等が何回か開催されており、我々も今年の2月に開催された会議には出席しております。ただし、NIHサイドはかなりリサーチということを強く打ち出したプログラムの立案について傾注しているわけですが、対応の中身がグローバルヘルスということで、我が国としてはまずは研究というよりも、衛生状態を改善していくということの方に対応しているというような状況でした。

我々としても研究の面で、アフリカには今、ガーナとザンビアに拠点があり、また、このプログラムの拠点は設けていませんけれども、ケニアにも長崎大学が研究のポテンシャルを持っております。将来的には、そうしたところを通じた共同研究の可能性を担保しつつ、グローバルヘルスに研究として対応していく状況になるとときには、このプログラム、あるいはJSTのプログラム等とも連携しながら、対応していきたいと考えています。

【奥村会長】私の方から一点、経済産業省に確認します。経済産業省の資料の例えば3ページに「技術に関する施策」の評価、という言葉がございますが、個別具体事例としてご紹介のあった「情報IT関連分野」の事例を拝見しますと、大綱的指針で定義いたしました「研究開発施策の評価」と違う意味での「施策」との表現が使われているのではないですか。大綱的指針の15ページですが、施策とは個別プロジェクトではなく、プロジェクトがある目的のために立体的に有機的に構成されることで全体として施策と定義しています。今回ご紹介いただいた具体例は、関連しているテーマをまとめて施策とおっしゃっているように受けとめました。経済産業省の「施策」とこの大綱的指針での「施策」とが違うのか同じなのかもうちちょっとご説明いただけませんか。

【経済産業省（秦）】ご指摘のとおり、私どもが冒頭ご説明申し上げましたとおり、関連する事業をまとめて、それを技術に関する施策と私どもは定義して

おります。したがって、先生のご指摘のとおり、この大綱的指針で書かれています施策とは、そういう意味では定義が異なると考えていただいても結構だと思います。

ただし、初めに申し上げましたとおり、私どもといたしましては、これからはこちらに力を入れて、各施策ごとにまとめて、全体を俯瞰しながら評価をしていきたいと考えております。

【奥村会長】 そのほか、ご意見、ご質問等。

【中村委員】 経済産業省に確認なんですけれども、施策評価をされる場合は、その評価小委員会では、個々の事業の具体的な評価には全然立ち入らないのでしょうか。それともそこまで立ち入って、全体を考えて施策評価をされるのでしょうか。

【経済産業省（秦）】 個々の事業につきましても、それぞれ中間評価、終了時評価を実施をいたします。その評価を踏まえて、施策としてこれでいいのかどうかということの評価をさせていただくということでございます。

【中村委員】 すなわち評価小委員会の方々は、中身については具体的に踏み込まれないということですか。

【経済産業省（秦）】 専門的な観点の評価というのは評価検討会においてやっておりますので、それよりもっと上の俯瞰した、上位の観点から評価をいただくということでございます。

【奥村会長】 ありがとうございます。それでは、そのほかご意見ございますでしょうか。

両省、経済産業省、それから文部科学省の皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、次に資料7でございますが、これまでのご発表、それからご意見等を踏まえまして、今後の取組、フォローアップにかかわる取組についての素案を事務局で用意してございますので、ご検討いただきたいと思います。

それでは、事務局、お願いします。

【川本参事官】 資料7ということで用意させていただいております。

先ほど資料3に基づいて、各省における大綱的指針に基づく指針の改訂、あるいは実際の評価の取組状況について調査をして取りまとめをさせていただいたわけですが、その結果をごらんいただいたときにどう判断していただくかということですが、我々としては各省において、おおむね研究開発課題等の評価の着実な取組が行われてきているんじゃないかと考えております。

一方で、大綱的指針の改訂において取組を強化していくべき事項として示された、すぐれた研究開発成果を次につなげるための終了前の評価の実施、あるいは研究開発の国際水準の向上を目指すための海外の専門家の評価者としての

活用等の取組、また今後、科学技術政策とあわせてイノベーション政策を一体的に取り組むという方向が打ち出されているわけですが、そういったイノベーションの効果を把握する観点から重要性を増すと考えられる追跡評価の取組については、必ずしも十分に浸透しているというふうには現状では言えないのではないかとということで、こういったところについては、各省において引き続き取組を強化していただく必要があるのではないかとということであります。

また、なお、大綱的指針の改訂に対応した指針の見直しについて、まだ終了していない省におかれては、速やかに改訂していただくということが必要であろうということでございます。

また評価専門調査会としましても、PDC Aサイクルを構築するということで、外形的には各省において取り組まれているわけですが、さらに研究開発評価の質的な向上を図っていくという観点からは、引き続き、こういった取組状況を確認すると同時に、各省の協力を得ながら効果的な取組事例——例えば評価結果をどう活用しているかとか、あるいは施策における明確な目標設定など、そういった取組事例についても情報の収集と、その共有を図るような取組を進めていく必要があるのではないかとということで整理をさせていただいております。

【奥村会長】本件の文言、中身等について、ご意見があればいただきたいんですが。この書類は、先ほどもちょっと申し上げましたが、この評価専門調査会のクレジットで、各府省に通知する、その文案でございます。

【榊原委員】先ほど経済産業省のご説明で気づいたことで、平成20年の大綱的指針の改訂において、事後評価の終了前評価について、経済産業省の事例では特定の後継事業がある場合にのみ終了前評価をして、ない場合にはしないという処理をしているんですけれども、これが改訂の趣旨に合うのか合わないのか。資料3によると、改訂への対応状況で、その点について全体として高い取組状況にあるとは言えないという結論になっているし、この資料7のご提案された文言でも、必ずしも十分に浸透しているとは言えないという要約になっていますけれども、これは個別事例で見ると、経済産業省の取組は、その十分浸透していない、改訂を活かしていないという事例になるのか、ならないのか。その考え方について、お伺いしたいと思います。

私の質問は経済産業省に対する質問じゃなくて、平成20年の大綱的指針の改訂の本来の意味が、後継事業がある場合に限っての終了前評価の実施なのか、そうでないのかということについて解釈の混乱が生まれているんじゃないかという疑問を、経済産業省のご報告で感じたので、お伺いしているんです。

【奥村会長】それは基本的には、そもそも終了前評価をどうして導入したかというのは、今ご指摘のあったように、後継プロジェクトが想定されるときに、

終わってからさらに1年間評価をして、その間に予算要求をしますと研究が途切れますね。それは極めて非効率なことである。したがって、いい研究であれば、1年前なりに評価をして、その次の概算要求に間に合わせるように行うのが研究の連続性から言っても効率的であるということが趣旨であったと思いますので、後継プロジェクトが想定されない、あるいは後継プロジェクトが明らかにならないというときに早くやるメリットというのは余り出てこないわけなので、基本的には後継プロジェクトが想定されるときにこの効用が一番活かされると、そういう理解でよろしいんじゃないでしょうか。

【榊原委員】では、今回、実施状況のチェックをしたときに、取組の状況の実施状況の比率をとるときに分母として、終了前評価をしているかしていないかを全数を分母にとって、分子を終了前評価をしているのにとるのは正しくないんじゃないでしょうか。

【奥村会長】これは事務局から答えてください。

【川本参事官】厳密に言えば、榊原先生がおっしゃったとおりだと思います。今回の取りまとめにおいて、数字上はその区分をしております。ただ、各省からいただいた、どうして実施していないのかということについての回答の中で、一部は今ご指摘のあった後継事業がないために実施していないということもあったわけですが、それ以外については、まだこれから取り組むというような回答をいただいたところもあります。そういったところを勘案して、必ずしも十分ではないんじゃないかと、そういうことで表現させていただいたということでもあります。

数字だけとらえれば、先ほど先生がおっしゃったように後継プロジェクトが予定されたものを全部除外するということが、厳密に言えば適切なのかもしれません。

【本庶議員】この大綱の中の評価の主体というところが、15ページにあります。基本的に外部評価によって実施するということが書いてあるんです。それで今回事務局にまとめていただいた評価体制の中でも、外部評価が増えてきているということでもいいわけですが、この外部評価者の定義といいますか、どういうものを外部評価というかというのは、必ずしも明確に定義されていない。多くのプロジェクトの場合には推進者とかアドバイザーとか、要するにプロジェクトを適切に進行するためのアドバイザリーボードのようなものを設けることが多いんですが、そういう人は外部評価者というのかどうか、これはかなり注意しなきゃいけないのではないかと。やはり推進協力者というのと評価者というのは本来違う立場で、外部評価という場合はそういう方ではない方が望ましいんじゃないかというふうに、その解釈をもうちょっと明確にすべきじゃないかなと思います。

【奥村会長】 そのほか、ご指摘等ございますでしょうか。

それでは、今、ご意見等いただきましたけれども、いま一度こちらで文案を考え直させていただきますけれども、最終的には私にご一任をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、こちらで必要に応じて修正して、各府省に通知させていただきたいと思えます。

以上で、本日予定しておりました議題はすべて終了でございます。本日の配布資料は公表をいたしますので、ご承知おきください。

最後に、今後の日程につきまして、事務局よりご説明いたします。

【川本参事官】 現時点においては、日程が確定しておりませんので、また追ってご連絡をさせていただきたいと考えております。

【奥村会長】 ありがとうございます。大変お忙しい中、議事にご協力いただき、ありがとうございます。これで閉会といたします。

—了—